

重加算税の取扱いについて

1. 基本的な考え方

一般的な輸入貨物については、輸入者の方々の正しい申告を前提とする申告納税方式という税額の確定方式が適用されていますが、課税標準や納付すべき税額の基礎となる事実を隠ぺいし又は仮装することによって、適正な関税を納付しなかった輸入者も一部見受けられます。こうした悪質な輸入者に対しては、過失により誤って過少に申告したような輸入者より重い経済的な制裁を課すことが、適正納税の確保に効果的であるという観点から、平成 17 年 10 月 1 日以降に輸入(納税)申告された、申告納税方式が適用される輸入貨物について、隠ぺい又は仮装によって、誤った輸入(納税)申告を行った又は輸入(納税)申告をしなかった場合、輸入貨物に課せられる関税及び消費税(地方消費税を含みます。以下同じ。)に対し、過少申告加算税または無申告加算税に代えて、重加算税を賦課する制度が導入されました。

なお、旅客の携帯品や外国郵便物等、賦課課税方式が適用される貨物については、重加算税は適用されません。

2. 概要

(1) 重加算税は、課税標準又は納付すべき税額の基礎となる事実について隠ぺい又は仮装があり、過少申告や無申告がその隠ぺい又は仮装に基づいている場合に課されるものです。したがって、税額の計算ミスなど過失によって過少申告や無申告となっている場合には重加算税は適用されません。

(2) 過少申告加算税が課される場合(例えば、輸入(納税)申告がなされた後、税関の調査により、輸入(納税)申告が適正でないとの指摘を受け、当初の申告額が過少となった場合)と無申告加算税が課される場合(輸入(納税)申告が必要とされる貨物について、輸入された時まで申告が行われず、決定によって税額が確定する場合)では次のように重加算税の取扱いが異なっています。

イ 過少申告加算税が課される場合で、輸入者が課税標準又は納付すべき税額の基礎となる事実について隠ぺい又は仮装行為を行い、それに基づいて申告をしていたとき
過少申告加算税に代え、重加算税の基礎となる税額に 35%の割合を乗じて重加算税が課されます。

ロ 無申告加算税が課される場合で、輸入者が隠ぺい又は仮装行為を行って輸入(納税)申告していなかったとき

無申告加算税に代え、重加算税の基礎となる税額に40%の割合を乗じて重加算税が課されます。

(3) 例えば、次のような事実がある場合は隠ぺい又は仮装に該当します。

イ 仕入書など輸入貨物の課税標準を明らかにする書類の破棄又は改ざんがなされた場合

ロ 特恵税率を適用するため、原産地証明書を偽造した場合や虚偽の申請に基づき原産地証明書の交付を受けた場合

ハ 関税割当品目に該当する貨物を他の輸入貨物に紛れ込ませるなど、輸入の許可を受けないで貨物を輸入しようとする場合

ニ 税関職員の質問に対し虚偽の答弁を行っているなど、その一連の事実関係から判断して、輸入(納税)申告時における隠ぺい又は仮装が推認できる場合

(4) 関税の重加算税の基礎となる税額は、本来納めるべき税額から、隠ぺい又は仮装されていない事実に基づいて計算した税額を控除したもので、上述したように、この税額に重加算税の税率を乗じて計算します。また、輸入貨物に課せられる消費税についても、この取扱いを準用して計算することとなります。

(5) 施行日

施行日は平成17年10月1日です。したがって、平成17年10月1日以降に輸入申告された輸入貨物について適用されることとなります。

ご質問、ご相談については、下記税関の調査保税部事後調査部門にお尋ね下さい。

お問い合わせ先(調査保税部事後調査部門)

東京税関	Tel	03 - 3599 - 6387
横浜税関	Tel	045 - 212 - 6146
神戸税関	Tel	078 - 333 - 3111
大阪税関	Tel	06 - 6576 - 3338
名古屋税関	Tel	052 - 963 - 6036
門司税関	Tel	093 - 332 - 8382
長崎税関	Tel	095 - 828 - 8675
函館税関	Tel	0138 - 40 - 4273
沖縄地区税関	Tel	098 - 862 - 9738